

令和 6 年 度

甘 楽 町 各 会 計 決 算 及 び  
基金運用状況の審査意見書

一 般 会 計

国民健康保険事業特別会計

介護保険事業特別会計

後期高齢者医療特別会計

水 道 事 業 会 計

下 水 道 事 業 会 計

甘 楽 町 監 査 委 員

甘監発第 9 号  
令和7年8月28日

甘楽町長 森 平 仁 志 様

甘楽町監査委員 松 浦 彰



甘楽町監査委員 白 石 豊 樹



令和6年度甘楽町各会計決算及び各基金運用状況の  
審査意見書

甘楽町監査基準（令和2年監査委員告示第1号）、甘楽町監査基準実施要領、  
地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第2項及び同法第241条第  
5項の規定により、審査に付された令和6年度甘楽町一般会計及び特別会計歳  
入歳出決算及び証書類、その他政令で定める書類並びに各基金の運用状況を審  
査した結果、次のとおり意見を付します。

第1 審査の対象

1. 一般会計及び特別会計歳入歳出決算  
令和6年度 甘楽町一般会計  
令和6年度 甘楽町国民健康保険事業特別会計  
令和6年度 甘楽町介護保険事業特別会計  
令和6年度 甘楽町後期高齢者医療特別会計
2. 令和6年度 甘楽町各会計歳入歳出決算事項別明細書
3. 実質収支に関する調書
4. 財産に関する調書
5. 各基金運用状況調書

## 第2 審査の期日

令和7年8月21日、22日、26日の3日間

## 第3 審査の手続

審査に当たっては、次の点に主眼を置いて実施した。

1. 地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第2項の規定に基づき、町長から送付された各会計の歳入歳出決算書及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第166条第2項に定める歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び各基金の運用状況を示す調書が関係法令に準拠して作成されているか。
2. 予算の執行が、関係法令並びに予算議決の趣旨に沿い、適正かつ効率的に行われているか。また、その処理が財務諸規定に基づいて処理されているか。
3. 決算及び付属書類の計算に誤りはないか。また、各計数は関係諸帳簿及び証拠書類の金額と符号するか。
4. 各基金の運用状況については、その計数が正確であるか。また、適正に運用されているか。

以上の事項を主眼点として審査を行った。なお、その過程において、必要に応じ担当課長等の説明を求めた。

## 第4 審査の結果

1. 審査に付された各会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、その計数は正確であって、予算の執行状況は概ね適正であると認められた。
2. 各基金の運用状況を示す書類の計数についても、関係諸帳簿及び証拠書類と符合しており、誤りのないものと認められた。

なお、各会計の決算の概要と意見については、次に記述するとおりである。

## 第5 決算の概要

一般会計及び特別会計の決算概要は次のとおりである。

### 1. 一般会計（増減率は対前年度比）

#### （1）収支の状況及び財政の推移

一般会計の歳入歳出決算額は、歳入総額は67億6,450万9千円、歳出総額が64億1,767万9千円で、前年度と比較すると、歳入で7.8%、歳出では8.0%それぞれ減少となった。

翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支は2億8,680万8千円であり、令和5年度実質収支額を減じた単年度収支は5,775万5千円の赤字であった。加えて、財政調整基金に493万8千円を積立て、5,766万4千円を取崩しているため、実質単年度収支は1億1,048万1千円の赤字となった。

歳入のうち地方交付税は、当初の算定では前年度から減額する見込みであったが、再算定で需要額に臨時経済対策費や給与改定費が加算され、前年比1.7%増の19億2,368万5千円となった。

町税は、固定資産税は微増となり、町民税が減少したことによるもので、定額減税による個人所得割の減少が主な要因で、昨年度より、3.6%、5,611万7千円の減収となった。なお、徴収率は0.3%増加して97.4%となった。国庫支出金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や社会資本整備総合交付金の減少により、1億1,303万1千円の減少となった。

繰入金では、財政調整基金繰入金等の増額により、2億493万7千円となった。町債は、令和5年度から繰越となった甘楽PAスマートIC整備事業に係る借入分が増額となり、前年比17.4%の増の2億9,350万円となった。

歳出では、総務費は定額減税補足給付事業、地域おこし協力隊設置事業、標準準拠システム整備事業に伴う電算経費の増額があったが、中道第2工業団地土地購入費の皆減により、5億1,007万2千円の減、民生費が、低所得者世帯支援給付金事業等の減少により、6,773万円の減、土木費は、甘楽PAスマートIC整備事業は減少し、道路維持修繕事業や道路新設改良事業、公園整備事業の増加により、3,062万7千円の増となった一方で、商工費では、春の観光イベント事業の実施が前年度3月に実施された



ため1,763万6千円の減少となった。

財政の推移を前年度と比較すると財政力指数は0.480から0.482に上昇し、財政の弾力性を示す経常収支比率は84.9%で1.4ポイント減少した。

また、臨時財政対策債発行可能額を含む標準財政規模は、38億7,147万8千円となり、8,084万8千円増加した。実質公債費比率は前年より0.2ポイント減少し、8.1%となった。

町債の本年度末残高は47億3,746万円で、前年度より1億1,572万2千円減少となった。

## (2) 財政運営の状況

### ① 歳入

歳入全体に占める依存財源と自主財源の割合は、前年度より自主財源の割合が5.0%減少し、それぞれ63.4%、36.6%であった。

なお、使途が特定されず、どのような経費にも使用することのできる経常一般財源は、地方特例交付金等の増加により、前年度に比べ1.2%増の38億5,649万9千円であった。

### ② 歳出

性質別の状況のうち、義務的経費では、会計年度任用職員の人件費の増加や児童手当の増加により、全体で4.0%増加した。なお、歳出全体に占める割合は41.3%に増加した。

投資的経費は、町道東八幡、下原線や公園整備事業の増額があったが、甘楽PAスマートIC整備事業や中道第2工業団地土地購入費、甘楽ふるさと館改修工事費等の減により、42.2%減少し、歳出全体に占める割合は15.3%となった。

その他の経費は、財政調整基金積立金等は減少したが、標準準拠システム導入に伴う委託料、小中学校統合型校務支援システム導入委託料の増加等により前年比2.0%増加した。歳出全体に占める割合は43.5%となり、4.3ポイント増加した。

本年度借入の町債は2億9,350万円で、累積借入金残高は、前年度末に比べて2.4%減の47億3,746万円となった。

## 2. 特別会計（増減率は対前年度比）

### （1）国民健康保険事業特別会計

歳入決算額は15億289万円、歳出決算額が14億8,040万7千円で、歳入歳出差引額は2,248万3千円である。

前年度繰越金5,735万7千円を差し引いた単年度収支は赤字となり、実質的な収支では、基金へ利子分の積立を行い、1,795万8千円を取り崩したため、5,282万5千円の赤字であった。

歳入は、国保税の収納額が2億8,242万5千円で、1.5%減となり、現年分収納率は97.6%で対前年比では0.3%減だった。

一般会計繰入金は7,747万7千円、また、基金からは、1,795万8千円を繰入れている。

歳出は、療養給付費と療養費で8億7,611万7千円となり、0.8%の増、歳出総額に占める割合は59.2%である。また、高額療養費は、1億3,923万9千円で、6.0%増加している。

### （2）介護保険事業特別会計

歳入決算額は13億2,586万7千円、歳出決算額が11億6,515万7千円で、歳入歳出差引額は1億6,071万円である。

第1号被保険者保険料の現年分収納率は、99.8%で、滞納繰越分を含めた収納率は99.5%であり、前年度より0.2ポイント減となっている。

歳出総額のうち、保険給付分は9億9,122万9千円で、これは歳出総額の85.1%にあたり、前年度より2.2ポイント減となった。

総合事業費分は、2,933万2千円、包括的支援事業・任意事業費は4,170万1千円であった。

### （3）後期高齢者医療特別会計

歳入決算額は2億1,318万5千円、歳出決算額が2億730万1千円で、歳入歳出差引額は588万4千円である。歳入の主なものは保険料が1億5,298万7千円、一般会計繰入金が5,579万円で、保険料収納率は99.3%であり、前年対比0.2%の増となった。

医療費の状況は、保険給付費が１６億８，５４９万９千円で、１人当たりの保険給付費は７２万７千円である。

前年度と比較すると、被保険者数の増加により保険給付費が１０．４％の増となっている。

## 第６ 財政健全化判断比率の状況について

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の規定に基づき、健全化判断比率等（財政指標）したところ、実質赤字比率及び連結実質赤字比率に該当がなく、健全財政であると認められた。

## 第７ 審査における意見等

### １．一般会計

#### （１）歳入について

町税の収納状況は、収納率が９７．４％と昨年よりも０．３ポイント増加しており、収入未済額が減少している。

今後も、悪質な滞納者に対しては、法的措置を講ずるなど、滞納金額の解消、収納率の向上に引き続き努力をお願いする。

また、不納欠損処分に至らぬよう、個々の状況を十分に調査のうえ、その処分については引き続き厳正に運用するよう要望する。

町債の発行は、甘楽スマートＩＣ整備、道路・橋梁整備、公園整備に係る土木債であった。安全・安心なまちづくりなどに必要な財源であるが、後年度の住民に負担を強いることのないよう、また、将来の安定的な財政運営のためにも、計画的な活用をお願いする。

#### （２）歳出について

予算編成方針の趣旨に沿った事業運営に努力されていると認められる。

今後も引き続き、社会情勢や厳しい財政状況をしっかり認識し、経費の節減に向け事務事業の簡素化・効率化を図り、費用対効果を考慮のうえ、補助事業の見直しにも積極的に取り組まれることをお願いしたい。



## 2. 特別会計（増減率は対前年度比）

### （1）国民健康保険事業特別会計

今年度も実質収支が赤字となり、被保険者一人当たりの保険給付費や高額療養費は今後も上昇すると思われ、厳しい運営が予想される。

歳入では、国保税現年分の収納率が低下し、収納額全体でも減となっているので、賦課徴収等の強化により、収入確保に努められるよう要望する。

また、バランスの取れた事業運営を行うために、医療費の抑制及び健康意識の高揚を図り、財政の健全化に務めるようお願いしたい。

### （2）介護保険事業特別会計

65歳以上の人口に占める、要介護者の認定率は13.2%で、引き続き県平均の18.2%と比較して低く保たれていることは、予防・支援事業の成果と認められる。

要介護高齢者等が、可能な限り住みなれた地域で安心して暮らせるよう適切なサービスの供給に努めるとともに、今後も介護予防・生活支援事業等に重点を置き制度の充実と併せて介護保険財政の健全化を望むものである。

### （3）後期高齢者医療特別会計

歳入の主なものは保険料と一般会計繰入金である。

保険料収納率は、前年度より0.2%増であり、99.3%と高水準であり、収納対策の努力がうかがえた。

歳出の99.4%が運営主体の群馬県後期高齢者医療広域連合への納付金であり、法令等に基づき忠実に事務が執行されたものと認められる。

## 3. むすびに

審査した、一般会計並びに各特別会計は、予算編成方針の趣旨に沿った適正な事業運営がなされ、健全財政に努力されたことが認められる。

今後も限られた財源の中で、最小の経費で最大の効果をあげられるよう創意と工夫をもって予算執行にあたっていただきたい。

また、第6次総合計画「しあわせホームタウン甘楽」の実現に向け、積極的に事業に取り組まれるよう要望して、歳入歳出決算審査における意見とする。



甘監発第 8 号  
令和7年8月28日

甘楽町長 森 平 仁 志 様

甘楽町監査委員 松 浦 彰



甘楽町監査委員 白 石 豊 樹



#### 令和6年度甘楽町水道事業会計・下水道事業会計決算審査意見書

甘楽町監査基準（令和2年監査委員告示第1号）、甘楽町監査基準実施要領及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第2項の規定により、令和6年度甘楽町水道事業会計・下水道事業会計収入支出決算及び証書類を審査した結果、次のとおり意見を付します。

#### 第1 審査の対象

1. 令和6年度甘楽町水道事業会計決算
2. 令和6年度甘楽町下水道事業会計決算
3. 現金・預金通帳の残高

#### 第2 審査の期日

令和7年7月25日（金）

#### 第3 審査の方法

1. 町長から提出された決算書の中で、収益的収入及び支出・資本的収入及び支出・損益計算書・剰余金計算書・剰余金処分計算書・貸借対照表等の各調書が法令に準拠して作成されているか。

2. 財政運営は健全か、予算が適正かつ効果的に執行されているか。また、その処理が財務諸規定に基づいて処理されているか。
3. 決算書及び付属書類の計算に誤りはないか。また、各計数は関係諸帳簿及び証拠書類の金額と符号するか。

以上の事項を主眼点として審査を行った。なお、その過程において、必要に応じ担当課長等の説明を求めた。

#### 第4 審査の結果

1. 審査に付された決算書の中で、収益的収入及び支出・資本的収入及び支出・損益計算書・剰余金計算書・剰余金処分計算書・貸借対照表等各調書は、法令に準拠して作成されていた。
2. 計数は、関係帳簿及び証拠書類と照合した結果、地方公営企業関係法令及び財務諸規定に従って適正に執行がなされていることが認められた。

#### 第5 決算の概要

##### 【水道事業会計】

##### (1) 決算の状況について

令和6年度の収益的収入の決算額は、2億4,426万円で、対前年度比0.70%の減少であり、その要因は、給水収益等の減少となっている。

収益的支出の決算額は、2億2,282万3千円で、対前年度比3.17%増加している。主な費用は、修繕費1,004万5千円、固定資産減価償却費1億2,347万2千円、企業債利息1,008万7千円、動力費735万4千円、薬品費865万円、人件費3,953万4千円で、総収支比率は、109.62%であり、当年度の純利益2,143万7千円となり、対前年度比855万4千円の減少となっている。

資本的収入の決算額は、3,800万円で、企業債の借入金等の減額により対前年度比で5,200万円減少となった。

資本的支出の決算額は、1億4,395万5千円で対前年度比30.06%減少した。内訳は、建設改良費が9,511万円で前年度より5,137万3千円の減少となり、企業債償還金については、4,884万5千円で前年度より1,048万7千円減少している。

企業債の年度末残高は47件で、16億3,216万7千円となり、前年度より1,084万5千円の減少であった。

資本的収入額が資本的支出額に対して1億595万5千円不足になっているが、この不足額は過年度分及び当年度分損益勘定留保資金、当年度消費税・地方消費税資本的収支調整額で補てんを行っている。

## (2) 主要事項について

本年度末の給水人口は、1万2,287人で、前年度より105人減少した。

年間有収水量は、173万8,474m<sup>3</sup>で、対前年度比0.48%減少した。なお、有収率は、82.37%で、対前年比2.48%の減少となっており、漏水調査及び修繕を実施し、老朽化した管路を更新と合わせて有収率の向上をはかり水道事業の安定経営を行う必要がある。

建設工事の主なものは、町道前田、大山線道路改良工事や県道金井高崎線道路改良工事に合わせて配水管布設替工事を行うとともに、白倉浄水場着水流量計交換工事を実施した。

また、安全で良質な水の安定供給のために、各浄水場並びに水源の維持管理等を実施し、それぞれ適正に執行されていた。

## 【下水道事業会計】

### (1) 公共下水道事業

#### 1) 決算の状況について

収益的収支は、収益は3億7,372万4千円、費用は3億6,457万7千円で当年度純利益は914万7千円となった。

資本的収支は、収益は2億1,977万8千円、費用は2億3,548万円となり、収入が支出に対して不足する額1,570万2千円は引継未収金及び当年度分損益勘定留保資金で補填している。

町債の令和6年度末残高は19億7,996万2千円で、前年度より1億6,207万1千円減少している。

#### 2) 主要事項について

昭和62年から事業に着手し、平成5年から供用を開始し事業の推進を

図っている。また、令和6年度から地方公営企業法を適用し、経営状況の明確化、適切な施設管理など効率的な事業経営を行い、事業の健全経営を行っている。

認可面積は、令和3年3月31日に変更認可により11ha縮小し、516haで、整備の状況は、第56処理分区の金井地区住宅団地整備で1.1haが加わり、供用区域は506.2ha、年度末における整備率は98.1%、污水管路の延長は107,804mとなった。

建設に当っては、整備計画により、国庫補助金等の有効な活用と事業費の平準化をお願いしたい。

また、維持管理費の財源である使用料収入の増加のためにも、未接続者には早期接続を行うよう、継続的に啓発を要望する。

## (2) 農業集落排水事業

### 1) 決算の状況について

収益的収支は、収益は7,260万2千円、費用は5,952万1千円で当年度純利益は1,308万1千円となった。

資本的収支は、収益は1,010万4千円、費用は3,467万3千円となり、収入が支出に対して不足する額2,456万9千円は引継未収金及び当年度分損益勘定留保資金等で補填している。

### 2) 主要事項について

污水处理地区では、天引地区は令和4年4月に、城南・上野地区は令和5年4月のそれぞれ公共下水道へ全部編入を行った。

平成16年に供用開始した善慶寺・国峰地区の接続率(戸数)は81.5%となっている。また、令和9年4月には、公共下水道へ編入を予定している。

本事業は、多額の事業費を投入して実施したものであり、未接続者には早期に接続を行うよう、啓発を要望する。

## 第6 経営指数について

### (水道事業)

經常収支比率は、前年度比4.19ポイント減の109.70%となり、健全経営の水準とされる100%を上回っている。また、料金水準の妥当性



を示す回収率は107.20%となり、事業に必要な費用を給水収益で賄えている状況とされる100%を上回っている。

(公共下水道事業)

経常収支比率は、104.34%であり、健全経営の水準とされる100%を上回っている。また、料金水準の妥当性を示す料金回収率は83.25%となり、事業に必要な費用を下水道使用料で賄えている状況とされる100%を下回っている。

(農業集落排水事業)

経常収支比率は、123.97%であり、健全経営の水準とされる100%を上回っている。また、料金水準の妥当性を示す料金回収率は61.01%となり、事業に必要な費用を下水道使用料で賄えている状況とされる100%を下回っている。

## 第7 審査における意見等

- (1) 上水道で、有収率が前年度より2.48%減少しているため、漏水調査及び修繕を実施し、管路の更新と合せて有収率の向上をお願いしたい。
- (2) 上水道では、料金の健全財政並びに公正公平な立場からも、引き続き適正な給水停止の執行と徴収を要望する。
- (3) 上水道、下水道ともに施設の老朽化対策にあたっては、財政を考慮した計画的・効率的な施設整備をお願いする。そのためには、企業的経営感覚と原価意識を持って、経営の合理化と経費節減に努力されるよう留意願いたい。

むすびに、今後とも、健全財政を堅持しつつ、安全でおいしい水の安定供給に向けて、より一層の工夫と努力を望み、意見とする。